

電子申請・届出システムの利用可能な手続きが増えます

電子申請・届出システムは、市役所に対する申請・届出など手続きの一部を、自宅や職場のパソコンからインターネットを通じて、

原則24時間・365日行なうことができるシステムです。

このたび、電子申請・届出システムの利用可能な手続きが追加され、市役所に対する申請・届出などの手続きがますます便利になります。

追加手続きの利用開始日時
1月24日(水) 正午から

電子証明書の取得について
電子署名が必要な申請・届出手

続きについては、事前に次の電子証明書を取得する必要があります。

個人の方 公的個人認証サービスによる電子証明書
法人の方 商業登記に基づく電子認証制度による電子証明書
電子申請・届出システムのURL
<https://www.shinsei-e-aichi.jp/>
問合せ先
・電子申請・届出システムについて

て
市役所情報管理グループ
☎ 52-11111 (内線314・329)
・公的個人認証サービスについて
市役所市民窓口グループ
☎ 52-11111 (内線214・218)
・商業登記に基づく電子認証制度による電子証明書について
名古屋法務局法人登記部門
☎ 052-952-8111

No	手続き名	電子署名	証明書など交付場所	受付担当グループ
1	印鑑登録証明書の交付の請求	要(個人)	市民窓口グループ窓口 いきいき広場出張所	市民窓口グループ いきいき広場出張所
2	公文書の開示の請求	不要	公開決定通知書に記載	文書管理グループ
3	公文書の任意開示の申出			
4	個人情報の開示の請求	要(個人)	開示決定通知書に記載	情報管理グループ
5	個人情報の訂正の請求			
6	個人情報の利用停止の請求			
7	国民健康保険被保険者証の再交付の請求	要(個人)	市民窓口グループ窓口	市民窓口グループ
8	障害者医療費受給者証の再交付の請求	不要		
9	乳幼児医療費受給者証の再交付の請求			
10	母子家庭等医療費受給者証の再交付の請求			
11	特定建設作業実施の届出 (昨年度より電子申請・届出システムに追加。 高浜市においては、平成19年1月24日より開始。)	要(法人) 要(個人)	—	市民生活グループ

No	手続き名	電子署名	証明書など交付場所	受付担当グループ
1	住民票の写しの交付の請求	要(個人)	市民窓口グループ窓口	市民窓口グループ
2	住民票記載事項証明書の交付の請求		いきいき広場出張所、郵送交付	いきいき広場出張所
3	戸籍の附票の写しの交付の請求		市民窓口グループ窓口	市民窓口グループ
4	身分(身元)証明書の交付の請求		郵送交付	
5	付記転出届	—	—	—
6	所得証明書の交付の請求	要(個人)	税務グループ窓口	税務グループ
7	課税証明書の交付の請求		宿直室、郵送交付	
8	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出	要(法人)	—	
9	特別徴収義務者所在地・名称変更届	要(個人)	—	
10	事業証明書交付申請	—	税務グループ窓口、宿直室、郵送交付	
11	法人設立・開設の申告	不要	—	
12	法人異動・変更の申告		—	
13	法人解散・廃止の申告		—	
14	建物取り壊し届		—	
15	固定資産(土地・家屋)評価証明書の交付の請求	要(法人) 要(個人)	税務グループ窓口	
16	固定資産(土地・家屋)公課証明書の交付の請求			
17	名寄帳の写しの交付申請	—	—	—
18	物件(土地・家屋)証明交付申請	—	—	—
19	物件(車庫証明用)証明交付申請	—	—	—
20	納税証明書の交付の請求(車検用)	要(法人)	収納グループ窓口	収納グループ
21	納税証明書の交付の請求(車検用以外)	要(個人)	宿直室、郵送交付	—
22	犬の登録事項の変更の届出	不要	—	市民生活グループ
23	犬の登録事項の変更(転入)の届出		市民生活グループ窓口	
24	犬の死亡の届出		—	
25	犬の所在不明の届出		—	
26	換地処分証明書	不要	計画管理グループ窓口	計画管理グループ
27	水道使用開始届	不要	—	上下水道グループ
28	水道使用中止届			
29	下水道使用開始届			
30	下水道使用中止届			
31	児童手当の認定の請求	要(個人)	—	こども育成グループ
32	児童手当の額改定請求(増額)		—	
33	児童手当の額改定の届出(減額)		—	
34	児童手当の現況の届出		—	
35	児童手当の受給者等の氏名・住所変更の届出		—	
36	児童手当受給事由消滅の届出		—	
37	児童手当支払金融機関の変更の届出		—	
38	健康手帳交付申請		不要	

	交付窓口	交付時間
○	市民窓口グループ窓口	月～金曜日の平日午前8時30分～午後5時15分 (年末年始は除きます)
○	税務グループ窓口	
○	収納グループ窓口	
○	市民生活グループ窓口	
○	計画管理グループ窓口	
○	保健福祉グループ窓口	
○	いきいき広場出張所	月～金曜日の平日午前8時30分～午後9時 土・日曜日、祝日午前8時30分～午後5時15分(年末年始は除きます)
○	宿直室	土・日曜日、祝日午前8時30分～午後5時15分